

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和2年4月1日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（8）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

- （1）道路計画が完了するまでの手続、行政行為、その他の行為、タイムスケジュール、道路計画のために作成する資料名等
- （2）平成〇年から令和〇年までの間に破たんした道路事業があれば、その理由及び図面等
- （3）破たんしたことについての決裁等行政行為
- （4）破たんした計画及び計画書の文書保存についての考え方が分かるもの（法規を含む。）
- （5）県道〇〇〇〇線の〇〇工区の当初ループ計画が破たんした計画であるか否か（理由を含む。）
- （6）上記（2）に該当する破たんした箇所において、再度計画を策定した箇所があれば、再度策定した理由及び図面等
- （7）県道〇〇〇〇線の〇〇工区（約620m）及び〇〇工区（約800m～850m）の道路計画について、工区ごとに、当初から今日までの間に行政として行った行政行為、その他の行為、協議録等
- （8）道路計画が完了した際には決裁行為は行われるのか。見本として1件開示願いたい。

2 審査請求人は、令和2年4月2日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して、「平成〇年度から令和〇年度までに、岡山県土木部の道路事業において、地元説明による道路の高さを1.5m以上下げて施工した事業箇所・施工箇所（図面及び理由を含む。）」の開示請求を行った。

3 審査請求人は、令和2年4月3日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）及び（2）に掲げる公文書の開示請求を行った。

- （1）道路事業における「計画協議」（同様の協議を含む。）について
（いつごろ（タイミング）、誰と（相手方）、協議事項、不成立・未完了の場合の取扱い等）
- （2）県道〇〇〇〇線の〇〇地区及び〇〇地区の残工区について、当初計画から現在ま

での間に行われた協議の協議結果及び協議録等（図面・資料を含む。）

- 4 実施機関は、上記 1 から 3 までの開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の（１）から（３）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和 2 年 6 月 1 日付けで審査請求人に通知した。

（１） 4 月 1 日付け開示請求分

- ア 土木工事設計マニュアル（平成 25 年 6 月）中 7-1-1 頁
（道路計画が完了するまでの手続・タイムスケジュールが記録された文書として）
- イ 道路計画が完了するまでの行政行為、その他の行為、作成する資料名
- ウ 平成〇年から令和〇年までの間に破たんした道路事業箇所、理由及び図面等
- エ 破たんしたことについての決裁、行政行為
- オ 破たんした計画及び計画書について、文書保存の考え方、法令が分かるもの
- カ 〇〇工区の当初のループ計画は破たんした計画であるか
- キ 破たんした箇所について再度道路計画を作り直した箇所について、箇所、理由及び資料等
- ク 県道〇〇〇〇線の〇〇・〇〇工区の道路計画について行った行政行為、その他の行為について取りまとめた文書
- ケ 〇〇県民局建設部工務第二課と株式会社〇〇との協議録（全 6 件）
- コ 〇〇県民局建設部工務第二課と〇〇株式会社との協議録（全 6 件）
- サ 平成〇年〇月〇日開催の地元説明会議事録
- シ 平成〇年〇月〇日開催の地元説明会議事録
- ス 平成〇年〇月〇日開催の〇〇県民局建設部工務第二課と〇〇市〇〇支所との協議録
- セ 平成〇年〇月〇日に〇〇市役所〇〇支所で行われた計画協議録
- ソ 県道〇〇〇〇線の〇〇・〇〇工区の道路計画について行った行政行為、その他の行為について
- タ 道路計画が完了したときに行われる決裁行為について

（２） 4 月 2 日付け開示請求分

平成〇年から令和〇年度の期間に、土木部が計画した道路事業において、1.5m 以上下げて施工された事業箇所、図面、理由

（３） 4 月 3 日付け開示請求分

- ア 土木工事設計マニュアル（平成 25 年 6 月）中 7-1-1 頁
（計画協議について、「いつごろ」「誰と」が記録された文書として）
- イ 計画協議について「どういう事項について」、「結果がまとまらないときの取扱い」及び「結果が不調になったときの取扱い」
- ウ 〇〇県民局建設部工務第二課と株式会社〇〇との協議録（全 6 件）
- エ 〇〇県民局建設部工務第二課と〇〇株式会社との協議録（全 6 件）
- オ 平成〇年〇月〇日開催の地元説明会議事録
- カ 平成〇年〇月〇日開催の地元説明会議事録

キ 平成○年○月○日開催の○○県民局建設部工務第二課と○○市○○支所との協議録

ク 平成○年○月○日に○○市役所○○支所で行われた計画協議録

ケ 平成○年○月時点の県道○○○○線の平面図、縦断図、標準断面図、横断面図

コ ○○工区における標準断面図

サ 県道○○○○線と市道の交差点に関する調査結果

5 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。

(1) 上記4 (1) ア及び(3) アの文書

公益財団法人岡山県建設技術センターで販売しており、何人でも購入することができるため開示請求対象外である。(条例第25条第1号該当)

(2) 上記4 (1) イからクまで、ソ及びタ、(2)並びに(3) イの文書

請求のあった公文書は作成していないため保有していない。

(3) 上記4 (1) ケからセまで及び(3) ウからクまで

ア 個人名・出席者名簿

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。(条例第7条第2号該当)

イ ○○工区の図面

修正設計段階であり、地元説明を行っておらず、公にすることで関係する地権者に不当に混乱を与えるおそれがあるため。(条例第7条第6号該当)

ウ 構造物の施工時に用いる工法に関する情報

入札前の情報であり、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第6号該当)

エ コントロールポイント、申し送り事項に関する情報

道路設計の決定に係る県内部の検討に関する情報であって、公にすることにより、関係する地権者に不当に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため。(条例第7条第5号該当)

6 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令和2年9月2日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

7 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年1月13日付けで、岡山県行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

(1)「請求のあった公文書は作成していない」はあり得ない。公文書はあるはずであ

る。

(2)「関係する地権者に不当に混乱を生じさせる」ようなことはあり得ない。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1から3までの項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1 (2) について

県道〇〇〇〇線の〇〇工区については、地元同意が得られず計画が廃案となったと情報公開してもらっており、この計画こそ破たんした事業箇所である。

破たんには当然その原因がある。他にもあると思われる。

審査請求人は、〇〇〇〇線の特定の地点のように、地元や地権者の同意が取れず、中断している事業についての情報公開を求めているのであり、実施機関の主張による「事業計画を完全に廃止したもの」とはしていない。

(2) 第2の1 (3) について

行政行為は原則として文書で行われるものであり、失敗した行為こそ大事にされるべきだ。

文書を廃棄することがあってはならない。

(3) 第2の1 (4) について

事業完了まで保存すべき書類であると思っている。

完結文書となるのは事業完了年度の翌年からとなると思う。

破たんした計画でいかに文書が保存されるかについて開示願いたい。

継続中の道路事業において、文書保存年限が経過することはあり得ない。

(4) 第2の1 (5) について

県道〇〇〇〇線の〇〇工区において廃案となった計画は、破たんした計画であり、この計画について文書がないことは考えられない。

(5) 第2の1 (6) について

県道〇〇〇〇線の〇〇工区においては、再度計画を作り直していると聞いており、同様の事業もあると思う。

断片的な情報でもよい。

公文書を作成したことがない、ということはないと思う。

(6) 第2の1 (7) について

〇〇工区について、平成〇年頃設計されたものが現在の設計の基となっており、このころのコンサルタントとの協議録を開示願いたい。

従前開示された文書以外にも、昭和の終わりから平成〇年代までに協議を行っているはずであり、開示願いたい。

継続事業だから、年度末には必ずしも完結せず、事案の処理が終了した年度に完結するとされている。

県道〇〇〇〇線の事業は、継続事業だから、保存年限の経過により廃棄といった不存在の理由は考えられない。

廃棄したのであれば、その年月日を教えてもらいたい。

(7) 第2の1(8)について

税金で作成された道路設計の成果品が、設計された工区の隣接工区の住民に開示されない。成果は発表されてしかるべきだ。

県道〇〇〇〇線の〇〇工区においては、設計の成果品が平成〇、〇年頃納入されているが、それから5～6年経過しても県は設計中であると説明している。

どのような状態であれば道路計画が確定するのか。

工事ではなく、計画が完了した時点で行われる決裁行為が知りたかった。

県道〇〇〇〇線では、県の計画案は策定済みであり、これを地元が受け入れている段階だが、いつの時点をもって計画の完了といえるのか。

(8) 第2の2について

開示文書における非開示理由は、1. 5m以上下げて施工された箇所がないからなのか、箇所はあるが図面や設計図書を作成していないためなのかが分からない。

(9) 第2の3(1)について

平成〇年〇月〇日付けで〇〇市と計画協議を行っているが、市は整っていないと言っている。

(10) 第2の3(2)について

当初計画から約30年を経ており、開示文書以外にも文書はあるはずだ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の1から3までの項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 第2の1(2)について

対象公文書として、平成〇年から令和〇元年の間において破たんした道路事業箇所、破たんした理由が記載されている文書及び図面であると判断した。

道路建設課、道路事業を行う各県民局・地域事務所のいずれにおいても、上記文書を保有していないことを確認した。

なお、「破たん」とは、一度始めた事業について事業計画を完全に廃止した事業と考えており、審査請求人が指摘する事業は継続中の事業であり、破たんした事業ではないと考える。

当該路線については、当初計画は地元同意が得られなかったが、現在も事業として継続中であることから、破たんした事業とは考えていない。

「破たん」の意味について審査請求人には趣旨確認していないが、広く共有されている国語辞典的な意味であると理解した。

(2) 第2の1(3)について

破たんした事業に該当するものは存在しないため、対象となる公文書は作成しておらず、保有していないため、非開示と決定した。

(3) 第2の1(4)について

破たんした計画及び計画書について、文書保存の考え方、法令が分かる公文書は作成しておらず、保有していないため、非開示と決定した。

仮に中断した事業に関してのものと捉えても、そういった文書は存在しない。

(4) 第2の1 (5) について

公文書は作成しておらず、保有していないため、非開示と決定した。

(5) 第2の1 (6) について

破たんした事業に該当するものは存在しない。このため、公文書は作成しておらず、保有していないため、非開示と決定した。

(6) 第2の1 (7) について

平成〇年頃の協議録については、文書保存年限の経過により廃棄しており、保有していない。

昭和の終わりにから平成〇年代までの協議に関する文書に関しても、保存年限の経過により廃棄しており、保有していない。

請求対象公文書のうち、協議録については、答申行政第83号で非開示の判断が妥当とされた文書と同一のものであり、時間の経過に伴う判断の要素の変動がないため、非開示と判断した。

ファイル名と保存年限を記載した一覧表を作成しているが、廃棄年月日の特定は困難である。

(7) 第2の1 (8) について

決裁行為は、道路計画の完了時に行われていないため、請求対象文書は作成しておらず、保有していない。

道路計画に関しては、各方面への協議が完了し、必要な同意が得られた時点で計画の完了と考えているが、その際には決裁行為は行われない。

設計委託の検収調書は、設計業務が完了したことの確認を証するものに過ぎず、計画の完了までにはその後の過程が存在するため、請求対象文書には当たらない。

(8) 第2の2について

道路建設課、道路事業を行う各県民局・地域事務所のいずれにおいても、平成〇年度から令和〇年度の期間に、地元説明会后に1.5m以上高さを下げて施工した事業箇所は存在しないことを確認しており、上記文書は作成しておらず、保有していないと判断した。

(9) 第2の3 (1) について

審査請求書における審査請求人の主張は、原処分の当否に関する主張ではない。

請求対象公文書のうち、協議録及び図面については、答申行政第83号で非開示の判断が妥当とされた文書と同一のものであり、時間の経過に伴う判断の要素の変動がないため、非開示と判断した。

(10) 第2の3 (2) について

非開示とした文書のうち、非開示理由は次のとおりである。

ア 特定の個人が識別できる文書は、特定の個人を識別できる個人情報として非開示としている。

イ 〇〇工区における事業開始当初の図面、協議録等は文書保存年限の経過により廃棄しており、保有していない。

ウ 〇〇地区の最新の図面・協議録、工法に関する情報は、決定通知書で述べた内容に同じ。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1、2及び3に列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 略

3 条例第7条第5号該当性について

実施機関が条例第7条第5号該当として非開示とした部分を含む文書は、本件と同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号において審査会が条例第7条第5号の該当性を肯定した文書に含まれるものであり、非開示とした箇所は、当該事案に係るものと同一であると認められる。

当該答申に係る事案と本件を比較して、時間の経過に伴い判断の根拠となる要素に変動があったことを示すものは見いだせず、また、審査結果を左右し得るこのほかの新たな事実の提示及び主張も存在しないため、当該文書に関する条例第7条第5号の該当性を肯定する審査会の判断は維持すべきものと認められる。

4 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

(1) 道路計画の「破たん」について(第2の1(2)から(4)まで)

実施機関は、一般的な「破たん」の定義に照らし、県道〇〇〇〇線及び県道〇〇〇〇線を含め、破たんした道路事業を示す公文書は存在しないと説明している。

審査請求人は、県道〇〇〇〇線の〇〇工区は、地元同意が得られず計画が廃案となった、破たんした事業箇所であると考えられ、他にも同様の箇所は存在するはずであると主張している。

実施機関が説明する「破たん」の理解及び公文書特定の経緯に関し、不自然な点は認められない。

(2) 文書の保存について（第2の1（7））

実施機関は、平成〇年頃の協議録及び昭和の終わりから平成〇年代までの協議に関する文書について、文書保存年限の経過により廃棄しており、保有していないと説明している。

審査請求人は、継続事業においては、文書が年度末には必ずしも完結せず、事案の処理が終了した年度に完結するとされており、継続事業である県道〇〇〇〇線において、保存年限の経過により廃棄といった不存在の理由は考えられないと主張している。

審査会が職権で調査したところ、当該項目での請求に係る公文書に関しては、廃棄されているとの説明を裏付ける、廃棄年月日を特定する記録の存在を確認することはできなかったが、文書を保有していることの確認には至らなかった。

継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、関係者との協議等に関する従前の経緯を参照する必要性が生じる局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

(3) 道路計画完了の際の決裁文書について（第2の1（8））

審査請求人は、計画が完了した時点で行われる決裁行為について知りたかったが、開示されていない旨を主張している。

実施機関は、道路計画に関しては、各方面への協議が完了し、必要な同意が得られた時点で計画の完了と考えているが、その際には決裁行為は行われないと説明している。

審査請求人は、意見陳述において、工事又は設計業務の完了ではなく、計画策定の完了に関する決裁文書を求めている旨説明したが、このような意図で開示請求が行われたのであれば、決裁行為が行われたい旨の実施機関の説明は、不自然なものではない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和３年 １ 月 １ ３ 日	実施機関から諮問を受けた。
令和３年 ２ 月 １ ８ 日 (審査会第１回)	事案の審議を行った。
令和３年 ３ 月 １ ９ 日 (審査会第２回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和３年 ４ 月 ３ ０ 日 (審査会第３回)	事案の審議を行った。
令和３年 ６ 月 １ ８ 日 (審査会第４回)	事案の審議を行った。
令和３年 ６ 月 ３ ０ 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。